町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例)

第1条 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田 市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正前 改正後 (子育て部分休暇) 第9条の2 任命権者は、職員が請求した場合 において、当該職員がその小学校就学の始期 に達する日から満7歳に達する日以後の最初 の3月31日(任命権者が特に必要と認める 場合にあっては、別に定める日)までの間に ある子を養育するため勤務しないことが相当 であると認められるときは、1日の勤務時間 の一部について勤務しないこと(以下「子育 <u>て部分休暇」という。)を承認することがで</u> <u>きる。</u> 2 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め 又は終わりにおいて、1日につき2時間を超 えない範囲内で、30分を単位として与える。 3 前条第1項に規定する育児時間、第12条 の4第1項に規定する介護時間又は町田市職 員の育児休業等に関する条例(平成4年6月 町田市条例第22号)第10条第1項に規定 する部分休業の承認を受けて勤務しない職員 に対する子育て部分休暇は、1日につき2時 間から当該承認を受けて勤務しない時間を減 じた時間を超えない範囲内で与える。 (出産支援休暇) (出産支援休暇) 第9条の3 略 第9条の2 略 (育児参加休暇) (育児参加休暇) 第9条の3 略 第9条の4 略 (介護時間) (介護時間) 第12条の4 略 第12条の4 略 2 • 3 略 2 • 3 略

- 4 第9条第1項に規定する育児時間、第9条 の2第1項に規定する子育て部分休暇又は町 田市職員の育児休業等に関する条例第10条 第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤 務しない職員に対する介護時間は、1日につ き 2 時間から当該承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間を超えない範囲内で与える。
- 5 略
- 4 第9条第1項に規定する育児時間又は町田 市職員の育児休業等に関する条例(平成4年 6月町田市条例第22号)第10条第1項に 規定する部分休業の承認を受けて勤務しない 職員に対する介護時間は、1日につき2時間 から当該承認を受けて勤務しない時間を減じ た時間を超えない範囲内で与える。
- 5 略

(町田市一般職の職員の給与に関する条例)

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正前 改正後

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間 条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務 代休時間又は休日(勤務時間条例第6条に規 定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1 項の規定により指定された代休日をいう。第 12条において同じ。)である場合、勤務時 間条例に定める休暇(勤務時間条例第10条 に規定する生理休暇については市規則で定め る日数を限度とし、勤務時間条例第9条の2 第1項に規定する子育て部分休暇、勤務時間 条例第12条の2第1項に規定する介護休暇 及び勤務時間条例第12条の4第1項に規定 する介護時間を除く。) による場合その他そ の勤務しないこと、及び給与の減額をしない ことにつき任命権者の承認がある場合を除 き、その勤務しない1時間につき、第14条 に規定する勤務1時間当たりの給与額を、そ の勤務しなかった月又は翌月以降の給与から 減額するものとする。

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間 条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務 代休時間又は休日(勤務時間条例第6条に規 定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1 項の規定により指定された代休日をいう。第 12条において同じ。)である場合、勤務時 間条例に定める休暇(勤務時間条例第10条 に規定する生理休暇については市規則で定め る日数を限度とし、勤務時間条例第12条の 2に規定する介護休暇及び勤務時間条例第1 2条の4に規定する介護時間を除く。)によ る場合その他その勤務しないこと、及び給与 の減額をしないことにつき任命権者の承認が ある場合を除き、その勤務しない1時間につ き、第14条に規定する勤務1時間当たりの 給与額を、その勤務しなかった月又は翌月以 降の給与から減額するものとする。

(町田市職員の育児休業等に関する条例)

第3条 町田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年6月町田市条例第22号)

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

(部分休業の承認)

第10条 略

- 2 職員勤務時間条例第9条第1項に規定する 育児時間、職員勤務時間条例第9条の2第1 項に規定する子育で部分休暇又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、子育で部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間、子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業の承認)

第10条 略

- 2 職員勤務時間条例第9条第1項に規定する 育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4 第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤 務しない職員(非常勤職員を除く。)に対す る部分休業の承認については、1日につき2 時間から当該育児時間又は介護時間の承認を 受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について 1日につき定められた勤務時間から5時間4 5分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。